

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（従属業務等）</p> <p>第九十七条 法第七十二条第二項第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。</p> <p>〔一〕十五 略〕</p> <p>十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業</p> <p>〔十七〕二十五 略〕</p> <p>〔2〕7 略〕</p> <p>（電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置）</p> <p>第一百五十五条 法第八十一条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p>	<p>（従属業務等）</p> <p>第九十七条 〔同上〕</p> <p>〔一〕十五 同上〕</p> <p>十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業</p> <p>〔十七〕二十五 同上〕</p> <p>〔2〕7 同上〕</p> <p>（電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置）</p> <p>第一百五十五条 法第八十一条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。